

苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

令和 7 年 3 月 28 日

苫小牧市条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けて、苫小牧市の行政区域内における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に定める再生可能エネルギー源のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 周辺関係者 再生可能エネルギー発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市（市が事業者の構成員となる場合を含む。）が行う再生可能エネルギー発電事業については、この条例の趣旨を尊重し、自然環境等の保全に努め、周辺関係者の理解を求める努力を怠ってはならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、景観及び自然環境等への配慮を十分に行うとともに、周辺関係者と

良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないように、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

（市民の協力）

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策及び第3条第1項に規定する必要な措置に協力するよう努めるものとする。

（適用を受ける事業）

第7条 次条から第17条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては適用しない。

（禁止区域）

- 第8条 市長は、災害の防止、自然環境等の保全又は地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定する。
- 2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと市長が判断した場合は、この限りでない。

（区域の指定）

第9条 前条の禁止区域は、次の各号に定める国有地又は公有地とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 21 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 9 条の 12 第 1 号に規定する第 1 種特別地域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区
- (7) 北海道自然環境等保全条例（昭和 48 年北海道条例第 64 号）第 22 条第 1 項の規定により指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- (8) 苫小牧市自然環境保全条例（昭和 49 年条例第 12 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地区
- (9) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条及び第 25 条の 2 の規定により指定された保安林
- (10) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域（風力をエネルギー源とした再生可能エネルギー事業のうちブレードを設置する場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域

（事前協議）

- 第 10 条 事業者は、第 12 条第 1 項又は第 3 項の届出をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（周辺関係者への説明）

- 第 11 条 事業者は、前条第 1 項の協議が終了し、次条第 1 項の届出をしようとするときは、あらかじめ当該事業区域の周辺関係者に対し、説明会を開催する等事業計画の周知について必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第 1 項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を市長に届け出なければならない。

（届出）

第12条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに、事業計画に前条の周知状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の種別、規模及び発電出力
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画（再生可能エネルギー発電事業の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

3 第1項に定める届出をした事業者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、変更する日の60日前までに変更後の事業計画を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（工事完了等の届出）

第13条 前条の届出をした事業者は、当該届出に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したとき又は当該工事を中止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に定める完了の報告があったときは、速やかに、第12条第1項及び第3項に規定する届出の内容に適合しているかどうかについて確認し、規則で定めるところにより、その結果を事業者に通知しなければならない。

（維持管理に関する報告）

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（再生可能エネルギー発電事業の承継）

第15条 事業者から再生可能エネルギー発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

- 第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 事業者は、前項の措置が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

- 第17条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第18条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の立入調査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

- 第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- (1) 事業者が第4条の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
 - (2) 事業者が第12条第1項又は第3項の届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
 - (3) 事業者が第12条第1項又は第3項の届出をする前に設置工事に着手したとき。
 - (4) 事業者が第13条第1項の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) 事業者が第16条第1項若しくは第3項の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (6) 事業者が第17条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (7) 事業者が前条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に答

弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第20条 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除去、事業区域の原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとることを命じることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条の命令をしたときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第14条から第21条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第7条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者について適用する。

4 この条例の施行の際現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備がその増設若しくは更新をすることにより、第7条に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

5 第12条各項に規定する届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。